

# 令和3年第5回(12月)定例会

## 【追加】議案参考資料

【単行議案】

議第98号 財産の無償譲渡の一部変更について・・・・・・・・・・・・ 1P



議案参考資料  
令和3年12月定例会

議第98号

財産の無償譲渡の一部変更について

区分

その他

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

宮津市ブロードバンド施設を民間へ移行することについて、議第86号「財産の無償譲渡について」の議決後、実際の譲渡に向けて、譲受の事業者と最終確定作業等を行う中、つり線部分に関して譲受数量の変更申出や新規の譲受申出があつたことから、財産の数量の変更及び相手方の追加を行うもの。

◆提案の概要

- 譲渡する財産の数量の変更：つり線（付随設備含む）23,000m→79,300m
- 譲渡の相手方の追加：ビー・ビー・パックボーン株式会社  
※一束化の解消に伴うつり線のみ

<参考：議第86号「財産の無償譲渡について」の概要>

- 譲渡する財産 宮津市ブロードバンド施設整備事業で構築した光ファイバケーブル設備及び附帯設備
- 譲渡の相手方 西日本電信電話株式会社京都支店  
株式会社オプテージ（※）  
日本放送協会京都放送局（※）  
※一束化の解消に伴うつり線のみ
- 譲渡の時期 議決日以降で、契約で定める日（令和4年1月を予定）

◆提案の根拠法令

地方自治法第96条第1項第6号

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

—

テーマ別戦略

—

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

【政策等の背景・提案までの経過】

- ・H22年度 由良、吉津（文珠地区を除く）、府中、日置、世屋、養老、日ヶ谷地区に光ファイバ網を整備
- ・H23.1から、西日本電信電話株式会社との間でIRU契約（施設貸付・サービス提供に係る契約）を締結し、ブロードバンドインターネットサービスの提供を開始
- ・H30春よりIRU設備譲渡に向けた協議を開始
- ・R2.5に総務省が「公設光ファイバケーブル及び関連設備の民間移行に関するガイドライン」を制定
- ・R3.9議会定例会議第86号「財産の無償譲渡について」を可決
- ・R3.12宮津市での光ファイバ引込みの申込受付をNTT西日本の受付に移行

【市民参加の状況】

- ・利用状況（R3.3末現在のサービス加入件数） 1,206件

【政策等の効果及び費用】

- ・施設・設備の維持・更新等に係る費用の軽減

■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 109,010千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

	担当課・係	添付資料
	企画課 定住・地域振興係 (45-1607)	・令和3年議第86号

## 財産の無償譲渡について

次のとおり市プロードバンド施設を無償譲渡することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年9月30日提出

宮津市長 城崎雅文

1 譲渡の目的 民間事業者がサービス開始等の手続を一括して行うことによる市民へのプロードバンドインターネットサービスの提供の迅速化及び市の将来の財政負担の軽減を図るため。

2 譲渡する財産 宮津市プロードバンド施設整備事業で構築した光ファイバケーブル設備及び附帯設備

種類	数量
光ファイバケーブル(幹線)	85,000m
引込線	1,800件
クロージャー	280個
支線・支柱	210本
自営柱	25本
つり線(付随設備含む)	23,000m
光成端架	4式
局舎施設	2式

上記数量のうち、無償譲渡の相手方が必要とする数量を譲渡する。

3 譲渡の相手方 (1) 京都市中京区烏丸通三条上ル場之町604番地

西日本電信電話株式会社京都支店

支店長 重田 敦史

(2) 大阪府大阪市中央区城見2丁目1番5号

株式会社オプテージ

代表取締役社長 名部 正彦

(3) 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町576番地

日本放送協会 京都放送局

局長 荒木 美弥子